

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 5 8 号

令 和 3 年 9 月 2 9 日

浜松市議会議長 和久田哲男様

浜 松 市 長 鈴 木 康 友 様

浜松市人事委員会

委員長 村 越 啓 悦

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	(頁)
別紙第1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況	3
(1) 給与改定等の状況	4
(2) 給与等の状況	5
4 公民給与の比較方法	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	5
5 民間事業所の従業員の給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	6
6 職員の給与水準	7
7 物価及び生計費	7
8 市内経済界及び労働界との意見交換	7
9 人事院の報告及び勧告等の概要	7
10 むすび	13
(1) 本年の給与改定	13
(2) 給与等に関する課題	14
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題	14
11 おわりに	25
別紙第2 勧告	27
参考資料	29

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の総職員数は 8,840 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,415 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,763 人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,874 人)	
医療職給料表	8 人	
小学校中学校等教育職給料表	3,567 人	
高等学校等教育職給料表	77 人	
小 計	8,415 人	
技能労務職給料表	181 人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	244 人	
総 計	8,840 人	

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「令和3年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数8,415人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員785人を除外した7,630人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員2,580人（事務職員・技術職員2,874人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員225人及び令和3年4月採用の新規学卒者69人を除いた人数）の平均給与月額は、第2表に示すとおり、平均年齢43.3歳で、給料335,662円、扶養手当9,964円、住居手当4,611円、その他21,481円の合計371,718円であり、令和2年の合計370,722円と比べて996円の増加（0.27%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※1	
	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
給料	322,591円	322,527円	335,662円	334,694円
扶養手当	9,764円	10,033円	9,964円	10,262円
住居手当	4,764円	4,858円	4,611円	4,641円
その他※2	17,991円	17,813円	21,481円	21,125円
合計	355,110円	355,231円	371,718円	370,722円
(年齢)	(41.4歳)	(41.4歳)	(43.3歳)	(43.2歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

[参考資料第1表 (32・33頁)]

3 民間事業所の従業員の給与等の様況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である362の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された118事業所を対象に「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、本市の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種5,219人及び教育関係等職種137人の合計5,356人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の様況についても調査を実施した。その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

市内民間事業所のうち、新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は62.7%であり、そのうち、初任給を増額した割合は28.3%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は46.2%であり、そのうち、初任給を増額した割合は33.2%となっている。

[参考資料第13表(73頁)]

イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は22.5%、ベースアップを中止した民間事業所の割合は30.7%、ベースアップの慣行がない民間事業所の割合は46.8%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は84.0%となっている。

第3表 民間事業所における給与改定の状況 (単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	22.5	30.7	0.0	46.8
課長級	16.0	31.0	0.0	53.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

第4表 民間事業所における定期昇給の実施状況 (単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施	定期昇給			定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化 なし		
係員	86.4	84.0	11.2	14.2	58.6	2.4	13.6
課長級	74.3	71.9	9.1	12.4	50.4	2.4	25.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

市内民間事業所における新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額、大学卒で203,302円、短大卒で182,059円、高校卒で168,737円である。〔参考資料第11表（61頁）〕

イ 職種別給与

市内民間事業所における事務・技術関係職種の本年4月の平均給与月額は、参考資料第12表（企業規模計は62・63頁、企業規模500人以上は64・65頁、企業規模100人以上500人未満は66・67頁、企業規模100人未満は68・69頁）のとおりである。

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

ア 月例給

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与）のうち月例給は、本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により精密な比較を行うこととしている。〔参考資料3 公民比較関係資料（76頁から78頁）〕

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

イ 特別給

公民給与のうち特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給割合（月数）と比較することとしている。

5 民間事業所の従業員の給与との比較

(1) 月例給

前記4(1)アの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、第5表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を46円(0.01%)上回っている。

第5表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①-②
371,672 円	371,718 円	△46 円 (△0.01%)

(注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

前記4(1)イの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.40月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.15月分上回っている。

第6表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	326,451 円
	上半期(A2)	328,338 円
特別給の支給額	下半期(B1)	682,186 円
	上半期(B2)	709,255 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.09 月分
	上半期(B2/A2)	2.16 月分
	年間	4.25 月分

(注)「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、令和2年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、100.2である。（令和2年地方公務員給与実態調査（令和2年12月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、令和2年に比べ、全国では0.4%減少し、浜松市では0.4%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜松市では257,403円（平均世帯人員3.23人、世帯主の平均年齢59.4歳）となっている。 [参考資料第19表（80・81頁）]

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年6月、市内経済界及び労働界の方々から、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中での地域経済の状況等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

それらの概要は第7表のとおりである。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講ずるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を46円(0.01%)上回っているものの、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当について適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わないことが適当である。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

本年は、前述したとおり、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.15月分上回っている状況である。

このため、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間4.40月分の支給月数を0.15月分引き下げて、年間4.25月分とすることが適当である。

支給月数の引下げ分は、本年度については、12月期の期末手当から差し引くことが適当である。令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することが適当である。

(2) 給与等に関する課題

ア 会計年度任用職員制度

任命権者においては、会計年度任用職員制度の適正な運用を図るため、当該職員の報酬、期末手当等が、常勤職員の給与との権衡を確保したものであるよう措置を講ずるとともに、その他の勤務条件の確保等についても適切に対応していく必要がある。

(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

本年も、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就職活動となる中、学生の就職に対する考え方や企業の採用活動の手法が変化してきている。そのような状況下において多様で有為な人材を安定的に確保していくためには、採用広報活動、採用試験について柔軟かつ的確な措置を講じていくことが重要である。

a 就業体験や職場見学の機会提供

本市では、就職活動前の学生の職業研究の一助となるよう、また、学生に将来の就職先として市役所を選択してもらえよう、様々な取組を行っている。

主な取組の一つであるインターンシップの実施は、学生が仕事に対する漠然としたイメージを具体化させることや、受験への動機付け、就職後のミスマッチを防ぐ有効な手段であることから、本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、感染防止対策を徹底した上で、学生が仕事のやりがいや魅力に触れることのできる貴重な機会として実施しているところである。近年、多くの学生が就職先を決めた主な理由としてインターンシップへの参加を挙げており、その取組の重要性が増していることから、より多くの学生に参加してもらえよう、今後も積極的な広報活動を継続するとともに、関

係各課の協力を得た上で学生の受入れ数を増やしていく必要がある。

また、本市が昨年9月に創設した「はままつ☆ナビゲーター制度(学生が職場で働く職員を個別訪問して、市役所の仕事や職員の働き方を直接見聞きできる制度)」については、技術職の4職種(土木・建築・電気・機械)を対象として実施しており、昨年度は土木4人、建築2人、機械1人の計7人、本年度も8月末時点で、既に土木2人、建築2人、機械1人の計5人の学生を受け入れている。今後は、対象職種を拡げていくなどして、より多くの学生に市役所で働く魅力を伝えていくことが重要である。

b 採用広報活動の積極的な取組

本委員会は、多様で有為な人材を確保するための採用広報活動に積極的に取り組んでいる。特に近年では、本市で働く若手職員を、合同企業ガイダンスや大学で開催される学内セミナーに積極的に参加させ、本市に関心を持つ学生に対して業務内容の紹介を行ってきた。昨年からは新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業ガイダンスや学内セミナーが対面形式からオンライン形式に急速にシフトしたため、本委員会においても急遽、オンライン対応の環境を整え、多くの学内セミナー等に出展してきた。また、技術職、免許職向けのパンフレットや、土木職、保健師についての業務内容を紹介する動画を作成するなど、積極的な情報発信を行っているところである。

本委員会としては、学生に対して就職先としての本市をアピールする機会を数多く設けるため、引き続き新たな学内セミナーへの出展の検討を進めるとともに、オンラインによる座談会や動画配信などの効果的な採用広報活動を展開していく意向である。

c 採用試験の方法

本委員会においては、近年、大学・大学院卒を対象とした採用試験において、適性検査のみで第一次試験が受験可能な試験区分(行政B)を新設するなど、民間企業を志望している学生にも受験しやすくする

取組を実施し、受験者数と採用者数の確保に努めているところである。

さらに本年度は、行政Bなど一部の試験区分について、第一次試験を4月に、最終合格発表を6月に前倒しして実施することで受験者数の増加を図ったところである。

今後も、これらの試験区分の検証を行い、多様で有為な人材確保につながる採用試験の方法について、調査・研究を進める意向である。

(イ) 人材の育成

人材育成に伴う職員の成長は、職員の仕事に対する意欲・やりがいを高め、組織の活性化や業務効率の向上をもたらすだけでなく、組織全体の力を高め、組織としての魅力が増すことから、多様で有為な人材の確保にもつながっていくものである。

本市における人材育成は、「浜松市職員人材育成基本方針」に基づき実施されており、今年度も様々な研修が計画されていたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中で、外部講師による集合研修をオンライン研修に変更して実施し、また会場に出向くことなく自席でeラーニングで受講できるようにするなど、職員の研修受講の機会が失われることがないように努めている。

また、社会のデジタル化に対応するため、若手職員にはデジタル人材を早期に育成するための地域データ活用研修などを通じて、管理監督者にはデジタル・トランスフォーメーション（ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること）研修を通じて、デジタルの力を業務の効率化や高度化につなげられる人材の育成に取り組んでいるところである。

任命権者においては、職員の採用から退職まで、さらには定年の引上げに伴う職員のキャリアの長期化も見据え、年齢層や役職段階等に応じた効果的な研修を計画的に実施して職員の能力開発を進めるとともに、自発的に研修等に取り組む職員に対する支援を続けることにより、職員のスキルアップを一層進めていく必要がある。

管理監督者においては、職場での実務を通じた人材育成の重要性を認識し、職員に対して困難な課題や新たな事業の企画立案などを積極的に担当させるとともに、人事考課における面談等の機会を活用して、キャリア形成に向けた課題等を共有するなど、職員と積極的なコミュニケーションを図りながら適切な指導・助言を行うことにより、職員が成長を実感できる職場風土を醸成していくことが重要である。

(ウ) 女性職員の活躍推進

女性職員が勤務を継続することができ、その能力を高めながら活躍できる職場環境を整備していくことは、多様な視点を生かした質の高い行政サービスを提供していく上で重要なことである。

本市では、女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組をより一層継続的に進めるため、平成28年3月に策定した「はままつ女性職員活躍応援プラン」の成果や課題を整理し、本年3月、新たな「はままつ女性職員活躍応援プラン」を策定した。本プランでは、本年度から令和7年度までの5年間で達成する数値目標（女性管理職の割合15%、職員採用全体に占める女性の割合50%、男性職員の育児休業取得率15%など）を掲げており、その達成に向けて様々な取組を推進していくことを定めている。

任命権者においては、新たに設定した数値目標の達成に向けて、国や他の地方公共団体等の先進事例を参考にし、様々な取組を着実かつ効果的に実施していく必要がある。

(イ) 人事評価制度

人事評価制度は、職員の任用や給与等の人事管理の基礎になるとともに、人材育成上の意義を有していることから、適正かつ公正な実施と円滑な運用が求められている。

国においては、人事評価制度を開始して10年以上が経過し、現在の評価制度の定着は見られるものの、評価制度の課題が明らかになってきたことから、昨年7月に設置された「人事評価の改善に向けた有識

者検討会」で、今後の人事評価の在り方について検討が進められ、具体的な改善の方向性が取りまとめられた報告書が本年4月に公表されたことを受けて、現在、人事評価制度の改正に向けた検討が行われているところである。

任命権者においては、本市の人事評価制度が、令和5年度から実施される定年引上げに係る人事管理にも対応し得るものとなるよう、国における人事評価制度の改正に向けた検討内容や定年引上げに関する制度運用の通知等を踏まえて検討を進めていくことが重要である。

また、管理監督者においては、人事評価を通じて職員の意欲向上や育成を図っていくことの重要性を認識し、引き続き適切な人事評価や効果的な面談等を実践していく必要がある。

イ 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

人事院は、本年8月10日、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と認め、国会及び内閣に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」（以下「意見の申出」という。）を行った。また、人事院は、同日、給与勧告に併せて行った公務員人事管理に関する報告において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、男性職員の育児休業取得の促進、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善等に関する措置を一体的に講じるとしている。

本市においても、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援は、職員が個々の事情にかかわらず個性や能力を十分に発揮できるようにするために重要な課題であるため、意見の申出に係る法改正の動向を注視するとともに、人事院規則の改正等を踏まえ、不妊治療のための休暇の新設や非常勤職員の休暇の新設及び育児休業の改善等に関する措置を適切に講じていく必要がある。

ウ 良好な勤務環境の整備

(7) 長時間労働の是正

近年、本市においては、自然災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応のため、緊急時の長時間労働が増加している。特に、新型コロナウイルス感染症への対応については、任命権者により関連部署への業務応援等が行われているにもかかわらず、長期間にわたり長時間労働が続いている。このような長時間労働による過重な負荷は、心身に疲労を蓄積させ、脳血管疾患や心臓疾患を原因とする「過労死」を引き起こす危険性があるといわれており、その防止対策が求められている。

任命権者においては、「浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」に基づき、時間外勤務時間の上限を超えて職員に時間外勤務等を命じた場合は、当該職員の心身の健康管理はもとより、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を確実に実施する必要がある。あわせて、職場の業務量に応じた、応援体制の拡充等の弾力的な人員配置を、更に継続して進められたい。管理監督者においては、所管業務の見直しやA I（人工知能）、R P A（ロボットによる業務の自動化）等のデジタルの力を生かした業務の合理化、特定の職員に偏ることのない職場内の業務の平準化に取り組んでいくことが重要である。

なお、賃金不払い残業はあってはならないものであることから、管理監督者においては、職員の勤務時間を適切に把握し、勤務命令のない残業や持ち帰りの残業などを発生させることがないように注意を払う必要がある。職員においては、コストを意識した効率的かつ効果的な業務の遂行に加え、時間外勤務の事前申請や、出退勤時のO T R（オンライン・タイム・レコーダ）への記録など、基本的なルールを遵守していく必要がある。任命権者においては、引き続きあらゆる機会を通じて、賃金不払い残業の防止に向けた指導の実施や周知の徹底を図っていく必要がある。

(イ) 教職員の多忙な勤務の解消

教職員の多忙な勤務の解消は、教職員の心身の健康の保持、ゆとりある勤務環境の実現につながり、学校教育の質の維持向上に資することから極めて重要な課題であり、そのための学校における働き方改革の推進が急務となっている。

本委員会では、平成 29 年度から学校現場において労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を実施しており、昨年度も、市内の小学校 2 校、中学校 1 校に対して訪問調査を実施した。本委員会は、この調査により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の影響による学習の遅れを取り戻すための授業時数確保の取組や、感染防止のための換気・消毒作業等により教職員の業務量が増加したことを把握するとともに、そのような中でも時間外在校等時間を抑制するための業務改善の取組が進められていることなどを確認したところである。

本市教育委員会では、教職員の多忙な勤務の解消のため、「学校における働き方改革のための業務改善方針」(以下「業務改善方針」という。)を策定し、時間外在校等時間の削減、心身の健康の維持、タイムマネジメントを意識した働き方の実施に関する数値目標の達成に向けて具体的な取組を行っており、その取組の一つである「学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針」の規定については、昨年 3 月に時間外在校等時間の上限が教育委員会規則等で定められ、同年 4 月から教育職員の業務量の適切な管理等が実施されている。

本年度も学校現場では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための換気・消毒作業等のほか G I G A スクール構想に基づくタブレット型端末を活用した授業に向けた準備などにより、教職員の業務量が増加している状況にある。本市教育委員会においては、教育職員が時間外在校等時間の上限を超えて業務を行った場合は、教育委員会規則の規定に基づき、その要因の分析等を適切に行い、時間外在校等時間の長

時間化を防ぐために有効な措置を講じていくことが重要である。

教職員の多忙な勤務を解消するためには、業務改善方針に定めた取組を推進していくことが有効な方法であり、そのためには保護者や地域住民など学校に関わる全ての関係者の理解と協力が必要不可欠である。しかしながら、昨年度、本市教育委員会が実施した保護者への実態把握調査の結果では、当該調査に回答した保護者のうち4分の1の保護者が、学校が働き方改革に取り組んでいることについて、「あまり知らない」又は「知らない」と回答しているため、本市教育委員会及び管理監督者は、学校における働き方改革の必要性に対する保護者の理解が促進されるよう周知方法の改善を図っていく必要がある。

なお、「公立学校の教育職員に係る一年単位の変形労働時間制」については、本市教育委員会が、本年4月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に合わせて関係条例等の整備を行い、本年度から活用が可能となっている。本市教育委員会は、当該制度の活用に当たっては、教育職員等から十分な理解を得た上で適切に対応していくことが重要である。

(ウ) 柔軟で多様な働き方の検討

職員が、自らの疾病や家族の介護、育児への参加等、個々の事情に応じて働き方を選択できる勤務環境を整備することは、職員の健康で豊かな生活の確保につながり、職務に自らの能力を十分に発揮できるようになることから、市民サービスの向上に資するものである。また、新型コロナウイルス感染症への対応など、前例のない事態が発生した場合の業務継続にも有効な取組であるため、本市においても、時差出勤や在宅勤務の実施など、時間や場所に捉われない柔軟な働き方の取組が進められているところである。

任命権者においては、柔軟な働き方の取組をより積極的に推進していくため、本市の実情やこれまでの利用状況等を基にして取組の効果や課題を検証し、市民サービスへの影響をも考慮した上で、必要な改

善を図っていく必要がある。また、管理監督者は、職員が時差出勤や在宅勤務等の制度を積極的に活用できる職場環境を整備するため、職員に対して制度内容の周知を図るとともに、職員とのコミュニケーションを通じて、職場内における柔軟な働き方への理解を促進させていくことが重要である。

また、本年、人事院は職員の給与に関する報告で、テレワークに関する給与面での対応について、引き続き研究を進めていくとしているため、本市においては、テレワークに関する給与面での国や他の地方公共団体等の動向について注視していく必要がある。

(E) ハラスメント防止対策

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職場においては、職員の士気の低下をもたらし、円滑な公務運営に支障を来す要因となるものである。

本市においては、改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」や「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等に基づき、各種ハラスメントに該当する行為やその防止のための措置等を定めた要綱及び運用基準並びに各種ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針を新たに策定し、昨年6月から研修等を通じて職員への周知を図っているところである。

任命権者においては、引き続き研修等を通じて、職員が各種ハラスメントに対する正しい認識とそれを防止することの重要性について理解を深められるよう取り組まれない。管理監督者においては、各種ハラスメントの防止とその排除に向けて、職場環境や職員の言動に十分な注意を払うとともに、風通しの良い職場づくりを推進していくことが重要である。職員においては、自身の何気ない言動がハラスメント

になり得る可能性があることを認識し、ハラスメントを発生させることがないように意識を高めていくことが重要である。

(オ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、職員が高い士気を持ち能力を十分に発揮し、市民に対して公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に従事する職員は、長期間にわたる厳しい職務により、心身への負担が以前よりも大きいものとなっているため、心の健康づくりの重要性は一層高まっている。

本市では、平成 28 年に改定した「浜松市職員の心の健康づくり計画」で、「心の健康の保持増進」「心の不健康な状態への早期対応」「円滑な職場復帰と再発防止」の 3 つの状況に応じた対策を実施することとして、メンタルヘルスに関する研修や健康づくりセミナーの開催、メンタルヘルス等の相談体制の整備とその周知、職場復帰支援プログラムの実施など、状況に即した様々な取組を実施しているところである。また、本市におけるストレスチェックの受検率は、引き続き、非常に高いものとなっており、その結果は職員が自身のストレス状態を確認することに役立てられている。

任命権者においては、これらの取組を継続的に実施していくとともに、ストレスチェックの集団分析の結果を活用するなどして、本市の実態に合った取組を適切かつ効果的に実施していく必要がある。管理監督者においては、日頃から職員とのコミュニケーションを大切にし、職員のメンタルヘルス不調に気づいた場合は、速やかに適切な対応を取る必要がある。職員においては、ストレスチェックの結果により、自身の健康状態を把握し、セルフケアを適切に行い、健康の保持増進に努めていくことが大切である。

本市においては、時間外・休日労働が月 80 時間を超える職員に対して、産業医による面接指導を実施しているところである。先に述べ

たとおり、近年、緊急時の業務を担当する部署における時間外勤務が増加している状況にあるため、任命権者においては、産業医による面接指導の対象となった職員が、その必要性を理解して面接指導を受けることができるよう働きかけを行っていくことが重要である。管理監督者においては、当該職員が適切に面接指導を受けられるよう業務上の配慮を行う必要がある。

エ 定年の引上げ

本年6月、第204回国会において、国家公務員の定年を令和5年度から段階的に引き上げることや、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、給与に関する措置等を定めた「国家公務員法等の一部を改正する法律」と、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じることを定めた「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年4月1日から施行されることになった。

今回の法改正に基づく定年の引上げは、職員の勤務条件、人事評価、採用計画など、人事制度全体に影響を及ぼすものであるため、本市においては、引き続き、国や他の地方公共団体等の動向を注視しつつ、国から発出される定年引上げに関する運用通知等を踏まえ、円滑な制度運用に向けた準備を適切に進めていく必要がある。

オ 公務員倫理

市民との信頼関係の維持は、円滑な行政運営を行う上で必要不可欠なことである。本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について、繰り返し言及してきたところであるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している状況にある。一部の職員によって引き起こされた不祥事により、市政への市民の信頼を損なうのは一瞬であるが、その後、損なわれた市民の信頼を回復するためには長い時間と労力が必要になる。職員は、市民からの信頼を受けて職務を遂行していることや、直面する

行政課題には市民と協働して取り組んでいることを改めて認識する必要がある。

不祥事の発生を防止するためには、職員一人ひとりが本市職員としての自覚と誇りを持ち、全職員が一丸となって公務員倫理の確保に取り組んでいくことが求められる。

職員においては、一部の職員によって引き起こされた不祥事であっても、自らも当事者となり得ることを認識し、自らの行動を真摯に見直していかなければならない。また、公務内外を問わず、高い倫理観と法令遵守の意識を強く持つ必要がある。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守し、公務員倫理に関して職員の模範となるよう行動するとともに、不祥事の発生防止に向けて、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、職員との良好な関係の構築や風通しの良い組織風土を醸成していくことが重要である。

任命権者においては、職場単位でのグループ・ディスカッションや倫理研修、全職員を対象とした「コンプライアンスセルフチェックシート」による自己点検など、引き続きあらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図っていく必要がある。

1.1 おわりに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

今年の給与に関する報告及び勧告において、本市職員の月例給については、本市職員の給与が、市内民間事業所の従業員の給与を上回っているものの、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当について適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わないことが適当であると判断した。ま

た、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、本市職員の特別給の年間支給月数が、市内民間事業所の特別給の支給割合を上回っていたことから、特別給を引き下げることが適当であると判断した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の危機の中、行政サービスを安定的に提供し、市民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している本市職員に対して敬意を表するところであるが、本年の勧告内容は、職員の士気や生活に与える影響として大変厳しいものとなっている。

今回、引き下げることとした本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と比較した市内民間事業所の従業員の特別給（ボーナス）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く厳しいビジネス環境の中、ウィズコロナ時代に対応した新事業の創出、世界的な半導体不足等による工場での減産や稼働日の振替、業務の繁閑に応じた従業員の在籍出向など、事業継続や雇用確保に向けた柔軟かつ懸命な努力により確保されたものであることを真摯に受け止め、深く理解しなければならない。今後も新型コロナウイルス感染症の対応など厳しい状況が続くものと想定されるが、職員各自が全体の奉仕者として引き続き高い使命感と倫理観を堅持して市民の期待と信頼に応え、この長期戦を市民と共に乗り越えられることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励し、その能力を最大限に発揮することのできる良好な職場環境づくりに努められたい。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 期末手当

ア 令和3年12月期に支給される期末手当の支給割合を1.1月分とすること。

再任用職員については、0.65月分とすること。

イ 令和4年6月期以降に支給される期末手当の支給割合を1.175月分とすること。

再任用職員については、0.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイは令和4年4月1日から実施すること。

(参考資料)

目 次

(頁)

1 市職員給与関係資料

令和3年職員給与等実態調査の概要	31
第1表 給料表別平均給与月額等	32
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	34
その1 行政職給料表	34
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	36
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	38
その2 医療職給料表	40
その3 小学校中学校等教育職給料表	42
その4 高等学校等教育職給料表	45
第3表 給料表別、年齢別職員数	48
その1 行政職給料表	48
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	49
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	50
その2 医療職給料表	51
その3 小学校中学校等教育職給料表	52
その4 高等学校等教育職給料表	53
第4表 扶養親族数別職員数	54
第5表 住居手当の支給状況	55
第6表 通勤手当の支給状況	56
第7表 管理職手当の対象職員	57
第8表 職員数の比較	58
第9表 再任用職員の級別人員	58

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	59
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	60
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	61
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	62
その1 公民給与比較の対象職種	62
その2 公民給与比較の対象外職種	70
その3 再雇用者	72
第13表 民間事業所における初任給の改定状況	73
第14表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	73
第15表 民間事業所における家族手当の支給状況	74
その1 家族手当の支給状況	74
その2 扶養家族の構成別支給額	74
第16表 民間事業所における在宅勤務の実施状況 及び在宅勤務手当の支給状況	74
第17表 民間事業所における定年制の状況	74
第18表 公民比較における比較対象従業員	75

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは	76
公民給与の比較における役職段階の対応関係	78

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	80
-------------	----

1 市職員給与関係資料

令和3年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和3年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和3年4月1日現在における職員給与を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員
- ⑩ 会計年度任用職員

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等 教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会 の定める指導主事
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育 委員会の定める指導主事

第1表 給料表別平均給与月額等

給料表 区分	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,392	65.0	35.0	41.4	19.7	56.8	13.8	29.4	0.0
事務職員・技術職員	2,649	72.1	27.9	42.8	20.9	64.8	7.2	28.0	0.0
その他の職員 ※1	1,743	54.2	45.8	39.3	17.8	44.5	23.9	31.5	0.1
医療職	8	87.5	12.5	55.0	29.7	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,158	51.3	48.7	42.3	19.4	96.7	3.3	0.0	0.0
高等学校等教育職	72	59.7	40.3	45.1	22.3	98.6	1.4	0.0	0.0
計	7,630	59.3	40.7	41.8	19.6	73.7	9.4	16.9	0.0
公民比較の対象 ※2	2,580	72.6	27.4	43.3	21.5	64.2	7.4	28.4	0.0

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者69人を除いたもの
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(令和3年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
322,591	9,764	10,517	342,872	4,764	7,370	104	355,110	7,187
331,817	9,705	10,971	352,493	4,531	9,959	139	367,122	7,411
308,569	9,854	9,826	328,249	5,119	3,436	52	336,856	6,848
544,042	16,438	40,735	601,215	9,638	67,571	355,325	1,033,749	14,585
370,583	7,071	11,539	389,193	4,280	5,271	6,145	404,889	4,755
407,348	9,243	13,004	429,595	6,735	3,281	5,767	445,378	6,710
343,486	8,651	10,995	363,132	4,588	6,526	3,031	377,277	6,184
335,662	9,964	11,113	356,739	4,611	10,225	143	371,718	7,333

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和3年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1			1					1	1
2									
3			4						
4		7	1						
5		59	2						1
6		4							
7		19	3						
8		10	2						1
9	13	22	1						
10		39	1						
11		17	10						1
12	10	19	2						
13	4	17	10						9
14		35	12						3
15		10	30						3
16	2	26	6						4
17	9	16	28						2
18		57	27						1
19		21	62					1	1
20	4	19	13					2	1
21	7	17	17					2	2
22	10	49	12					5	2
23		13	55					2	1
24	9	13	12					1	1
25	4	13	15					1	
26	10	23	15	1				8	1
27		25	61	1				4	1
28	8	8	10					8	
29	85	18	22				1	6	1
30	9	4	10				12	4	
31	3	4	52				30	4	
32	49	7	16				21		
33	8	1	24	3			2	1	
34	20	1	22	2			10	4	
35	1		49	2			5	1	
36	3	1	17	1			5	1	
37	2		22	2			8	2	
38	1	1	26	3			5	1	
39			45	5			3	1	
40	2		18	5			7		
41	1		33	4	1		4		1
42			14	6	1		1		
43			41	1	1	1	5		
44			14	4	1		3		
45			23	11	1	3	2	1	
46			18	8			1		
47			63	17		2	1		
48			14	10		6	1		
49			26	24	2	6	1		
50			26	11	2	27			
51			28	19	3	27	1		
52			13	22	4	14	1		
53			33	23	4	25			
54			18	22	8	14	1		
55			32	35	6	7			
56			5	27	6	13			
57			27	29	10	9			
58			22	27	8	10			
59			19	24	7	10			
60			28	23	8	13			
61			19	19	10	2			
62			19	21	7	4			
63			40	22	13	8			
64			13	23	9	3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			27	25	10	5			
66			16	16	12	3			
67			41	25	12	1			
68			23	8	14	3			
69			23	16	16	4			
70			17	13	10	1			
71			44	19	15	2			
72			24	19	15				
73			12	9	12				
74			21	8	10				
75			27	17	10	1			
76			14	8	7				
77			23	8	6	8			
78			14	7	4				
79			37	15	3				
80			12		11				
81			6	6	7				
82			6	4	2				
83			14	6	13				
84			19	2	6				
85			13	5	7				
86			8	5	4				
87			13	1	4				
88			2	4	3				
89			10	1	3				
90			4	2	5				
91			4	1	7				
92			3	3	3				
93			4	3	24				
94			2	1					
95			4	3					
96			6						
97			12						
98			7	1					
99			3	3					
100			9	3					
101			9	80					
102			1						
103			1						
104			4						
105			4						
106			2						
107			3						
108			5						
109			2						
110			1						
111			2						
112			3						
113			6						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	274 (6.2)	595 (13.5)	1,890 (43.0)	804 (18.3)	367 (8.4)	232 (5.3)	131 (3.0)	61 (1.4)	38 (0.9)
							総計		4,392 (100.0)

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1			1					1	1
2									
3									
4		3							
5		41							1
6		2							
7		6							
8		8							1
9	7	15							
10		21							
11		8							1
12	8	10							
13	2	8	3						7
14		22	5						3
15		6	11						3
16	1	17	5						4
17	4	9	7						2
18		39	17						1
19		5	30						1
20		8	6					1	1
21		7	6					1	2
22	4	31	10					4	2
23		8	38					2	1
24	1	11	8					1	1
25	1	7	8					1	
26	4	15	7	1				8	1
27		13	26	1				2	1
28	7	5	5					7	
29	59	9	8				1	5	1
30	4	2	5				11		
31		3	28				23	4	
32	33	7	8				16		
33	3		6	2				1	
34	5	1	9	1			10	4	
35			19	1			4	1	
36	1		10	1			5	1	
37			10	2			6	1	
38		1	8	2			5	1	
39			27	4			2	1	
40			5	4			7		
41			14	3	1		4		1
42			7	3			1		
43			23			1	5		
44			8	2			3		
45			10	5	1	2		1	
46			8	6					
47			31	13		2	1		
48			9	6		4	1		
49			14	15	2	6	1		
50			15	10	2	22			
51			11	13	3	17	1		
52			5	16	3	11	1		
53			12	18	3	21			
54			9	14	6	9	1		
55			19	28	3	6			
56			4	22	5	6			
57			15	21	6	6			
58			11	18	6	8			
59			9	22	5	5			
60			19	15	6	10			
61			13	11	10	2			
62			7	15	5	4			
63			20	14	8	4			
64			12	16	7	3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			20	21	6	5			
66			9	10	9	3			
67			20	18	8	1			
68			13	6	11	1			
69			16	11	13	3			
70			9	8	5	1			
71			24	9	10	2			
72			10	15	10				
73			6	4	9				
74			10	8	7				
75			20	15	5	1			
76			6	6	4				
77			16	7	4	7			
78			10	2	1				
79			20	11	2				
80			10		9				
81			3	5	5				
82			2	2	1				
83			4	5	9				
84			10	1	2				
85			5	4	6				
86			6	4	2				
87			8	1	4				
88				2	3				
89			6		3				
90				1	4				
91			2		5				
92				1	3				
93			2	3	20				
94			1	1					
95				3					
96			6						
97			7						
98			5						
99			2	3					
100			4	3					
101			6	51					
102			1						
103			1						
104			2						
105			2						
106			2						
107			3						
108			4						
109			2						
110									
111			1						
112			3						
113			3						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	144 (5.4)	348 (13.1)	963 (36.4)	566 (21.4)	262 (9.9)	173 (6.5)	109 (4.1)	48 (1.8)	36 (1.4)
							総計	2,649 (100.0)	

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4		4	4						
5		18	2						
6		2							
7		13	3						
8		2	2						
9	6	7	1						
10		18	1						
11		9	10						
12	2	9	2						
13	2	9	7						2
14		13	7						
15		4	19						
16	1	9	1						
17	5	7	21						
18		18	10						
19		16	32					1	
20	4	11	7					1	
21	7	10	11					1	
22	6	18	2					1	
23		5	17						
24	8	2	4						
25	3	6	7						
26	6	8	8						
27		12	35					2	
28	1	3	5					1	
29	26	9	14					1	
30	5	2	5				1	4	
31	3	1	24				7		
32	16		8				5		
33	5	1	18	1			2		
34	15		13	1					
35	1		30	1			1		
36	2	1	7						
37	2		12				2	1	
38	1		18	1					
39			18	1			1		
40	2		13	1					
41	1		19	1					
42			7	3	1				
43			18	1	1				
44			6	2	1				
45			13	6		1	2		
46			10	2			1		
47			32	4					
48			5	4		2			
49			12	9					
50			11	1			5		
51			17	6			10		
52			8	6	1		3		
53			21	5	1		4		
54			9	8	2		5		
55			13	7	3		1		
56			1	5	1		7		
57			12	8	4		3		
58			11	9	2		2		
59			10	2	2		5		
60			9	8	2		3		
61			6	8					
62			12	6	2				
63			20	8	5				
64			1	7	2				

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			7	4	4					
67			7	6	3					
68			21	7	4					
69			10	2	3	2				
70			7	5	3	1				
71			8	5	5					
72			20	10	5					
73			14	4	5					
74			6	5	3					
75			11		3					
76			7	2	5					
77			8	2	3					
78			7	1	2	1				
79			4	5	3					
80			17	4	1					
81			2		2					
82			3	1	2					
83			4	2	1					
84			10	1	4					
85			9	1	4					
86			8	1	1					
87			2	1	2					
88			5							
89			2	2						
90			4	1						
91			4	1	1					
92			2	1	2					
93			3	2						
94			2		4					
95			1							
96			4							
97			5							
98			2	1						
99			1							
100			5							
101			3	29						
102										
103										
104			2							
105			2							
106										
107										
108			1							
109										
110			1							
111			1							
112										
113			3							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	130 (7.4)	247 (14.2)	927 (53.2)	238 (13.7)	105 (6.0)	59 (3.4)	22 (1.3)	13 (0.7)	2 (0.1)	
								総計	1,743 (100.0)	

その2 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28			1		
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41				1	
42					
43					
44				1	
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	
53					
54					
55					
56				2	
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	2	6	0
(構成比%)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(75.0)	(0.0)
				総計	8
					(100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		65			
18					
19					
20		43			
21		29			5
22					16
23					16
24		65			7
25		14			8
26					3
27					1
28		82			4
29		23			11
30					3
31		2			11
32		37			19
33		16			7
34		32			6
35		1			7
36		45			4
37		12			3
38		44			6
39					3
40		36			1
41		9			
42		40			
43		1			
44		39			
45		8			1
46		52			2
47		1			
48		22			2
49		9			
50		46			1
51		4			1
52		18			1
53		11			
54		36			
55		3			
56		16			
57		16			
58		20			
59		4			
60		34			
61		4			
62		26			
63		14			
64		11			

号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
65			6			
66			32			
67			7			
68			19			
69			14			
70			36			
71			4			
72			20			
73			12			
74			19		20	
75			7		11	
76			13		4	
77			3		8	
78			2		5	
79			3		7	
80			14		9	
81			11		4	
82			25		1	
83			10		1	
84			29		19	
85			14	1	7	
86			26	1	5	
87			9	1	14	
88			21	3	3	
89			17	2	1	
90			7	5	9	
91			8	1	3	
92			4	3	6	
93			5	3	9	
94			1	3	2	
95			5	3	9	
96			6	2	2	
97			14	4	1	
98			6	2	1	
99			18	2		
100			12	3		
101			18	1	1	
102			6	1	2	
103			13	2	1	
104			15		1	
105			27	1	2	
106			10			
107			15			
108			14	1		
109			20	3		
110			19			
111			11			
112			14			
113			18			
114			13			
115			9			
116			4			
117			1			
118			3			
119			4			
120			11			
121			14			
122			15			
123			15			
124			9			
125			23			
126			11			
127			12			
128			16			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
129		18			
130		20			
131		7			
132		21			
133		12			
134		14			
135		12			
136		11			
137		9			
138		13			
139		11			
140		13			
141		8			
142		21			
143		11			
144		20			
145		7			
146		14			
147		18			
148		19			
149		15			
150		17			
151		14			
152		15			
153		22			
154		18			
155		26			
156		31			
157		34			
158		55			
159		74			
160		57			
161		85			
162		74			
163		69			
164		35			
165		64			
計 (構成比%)	0 (0.0)	2,793 (88.5)	48 (1.5)	168 (5.3)	149 (4.7)
				総計	3,158 (100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38		2		
39				1
40		1		
41				
42				
43				1
44		1		
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52		2		
53				
54		2		
55				
56				
57			1	
58		1		
59				
60		3		
61		1		
62			1	
63				
64		1		

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
65		人	人	人	人
66			1	1	
67					
68			1		
69					
70					
71					
72				1	
73					
74					
75			2		
76					
77			1		
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89					
90					
91			1		
92					
93			1		
94			2		
95			1		
96			1		
97					
98					
99					
100			1		
101					
102					
103					
104			2		
105					
106					
107			1		
108			2		
109			1		
110			2		
111					
112			1		
113			1		
114					
115			1		
116			1		
117					
118			3		
119			1		
120					
121			2		
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128			1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
129	人	人	人	人
130		1		
131		3		
132				
133		1		
134				
135				
136				
137				
138		2		
139		2		
140				
141		1		
142		2		
143		1		
144		1		
145		1		
146		2		
147		2		
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 (0.0)	66 (91.7)	4 (5.5)	2 (2.8)
			総計	72 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(令和3年職員給与等実態調査)

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下										
18歳		11								
19		12								
20		14								
21		21								
22		95								
23		73								
24		34	62							
25		11	87							
26		1	91							
27		1	99							
28			83	6						
29			97	14						
30			49	35						
31			18	75						
32			4	101						
33			3	113						
34				100						
35			1	120						
36		1	1	101						
37				117						
38				104	2					
39				120	6					
40				98	12					
41				108	28					1
42				106	37					
43				102	50	6				
44				82	50	8				
45				92	57	20				
46				57	63	29	5			
47				56	66	29	6	2		
48				42	62	28	15	4	1	
49				35	68	38	18	7	1	
50				24	49	28	20	4	5	
51				19	35	37	23	9	2	
52				21	35	24	25	8	7	1
53				7	36	28	12	8	4	2
54				8	28	16	17	20	3	2
55				8	28	9	15	14	4	3
56				4	31	19	22	12	9	3
57				4	26	14	19	16	6	7
58				8	19	13	15	18	10	15
59				3	16	21	20	9	9	4
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66~69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		274 (22.8)	595 (27.7)	1,890 (40.0)	804 (49.0)	367 (51.3)	232 (53.6)	131 (55.0)	61 (55.6)	38 (57.0)
									総計	4,392 (41.4)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下		人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳		7								
19		8								
20		4								
21		7								
22		59								
23		40								
24		16	35							
25		2	52							
26		1	52							
27			62							
28			44							
29			54							
30			29	8						
31			12	30						
32			4	58						
33			3	60						
34				52						
35			1	48						
36				46						
37				53						
38				53						
39				55	2					
40				55	7					
41				63	22					1
42				53	20					
43				52	37	3				
44				43	34	3				
45				57	40	9				
46				32	47	15	5			
47				36	51	18	3	2		
48				22	47	18	12	4	1	
49				24	50	30	12	5	1	
50				15	37	25	12	2	5	
51				15	27	30	18	8	2	
52				12	23	19	19	7	7	1
53				3	27	20	11	6	4	2
54				6	20	14	14	16	3	2
55				3	23	9	11	13	2	3
56				1	19	14	12	10	5	3
57				2	12	9	15	14	5	7
58				6	8	12	11	16	7	13
59					13	14	18	6	6	4
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		144 (22.7)	348 (27.7)	963 (40.6)	566 (49.0)	262 (51.8)	173 (53.7)	109 (55.0)	48 (55.1)	36 (56.9)
									総計	2,649 (42.8)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	4								
19	4								
20	10								
21	14								
22	36								
23	33								
24	18	27							
25	9	35							
26		39							
27	1	37							
28		39	6						
29		43	14						
30		20	27						
31		6	45						
32			43						
33			53						
34			48						
35			72						
36	1	1	55						
37			64						
38			51	2					
39			65	4					
40			43	5					
41			45	6					
42			53	17					
43			50	13	3				
44			39	16	5				
45			35	17	11				
46			25	16	14				
47			20	15	11	3			
48			20	15	10	3			
49			11	18	8	6	2		
50			9	12	3	8	2		
51			4	8	7	5	1		
52			9	12	5	6	1		
53			4	9	8	1	2		
54			2	8	2	3	4		
55			5	5		4	1	2	
56			3	12	5	10	2	4	
57			2	14	5	4	2	1	
58			2	11	1	4	2	3	2
59			3	3	7	2	3	3	
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	130 (23.0)	247 (27.7)	927 (39.3)	238 (49.1)	105 (50.1)	59 (53.3)	22 (54.9)	13 (57.5)	2 (58.4)
								総計	1,743 (39.3)

その2 医療職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42			1		
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50				1	
51				2	
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58				2	
59					
60					
61					
62			1		
63					
64				1	
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	0	2 (52.6)	6 (55.7)	0
				総計	8 (55.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22			61			
23			70			
24			82			
25			86			
26			92			
27			102			
28			84			
29			87			
30			80			
31			89			
32			85			
33			67			
34			76			
35			73			
36			64			
37			76			
38			79			
39			58			
40			75			
41			58			
42			66			
43			56			
44			52	1		
45			57	2		
46			59	7	4	
47			68	6	2	
48			51	7	15	
49			52	7	13	
50			51	8	23	2
51			52	4	21	1
52			71	3	20	8
53			84	2	25	7
54			66		17	9
55			90	1	4	18
56			88		5	28
57			90		5	35
58			96		6	19
59			100		8	22
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66～69						
70歳以上						
計 (平均年齢)		0	2,793 (40.8)	48 (49.2)	168 (52.6)	149 (56.7)
					総計	3,158 (42.3)

その4 高等学校等教育職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
17歳以下					
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27			1		
28					
29					
30			2		
31			2		
32			2		
33			3		
34			3		
35			3		
36			1		
37			1		
38			1		
39					
40			3		
41			1		
42			3		
43			3		
44			5		
45			1		
46			4		
47			2		
48			4	2	
49			3		
50			3		
51			1		
52			4	1	
53			1		
54			2	1	
55			2		
56			1		2
57			1		
58			1		
59			2		
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)		0	66 (44.4)	4 (51.1)	2 (56.3)
				総計	72 (45.1)

第4表 扶養親族数別職員数

(令和3年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	956 人	314 人
2 人	1,148	366
3 人	749	520
4 人	203	174
5 人	18	18
6人以上	2	2
小 計	3,076	1,394
支給されていない職員	4,554	
合 計	7,630	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		人 1,407
借家・借間	月額11,000円未満	2
	月額11,000円以上25,700円未満	302
	月額25,700円	1,103
支給されていない職員		6,223
合 計		7,630
支給されている職員1人当たりの額		円 24,878

第6表 通勤手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		7,069
交通機関利用者		860
交通用具（自動車等）使用者		6,118
片道5km未満	2,000	1,728
片道5km以上 10km未満	4,200	2,290
片道10km以上 15km未満	7,100	1,157
片道15km以上 20km未満	10,000	497
片道20km以上 25km未満	12,900	206
片道25km以上 30km未満	15,800	98
片道30km以上 35km未満	18,700	34
片道35km以上 40km未満	21,600	32
片道40km以上 45km未満	24,400	20
片道45km以上 50km未満	26,200	24
片道50km以上 55km未満	28,000	13
片道55km以上 60km未満	29,800	8
片道60km以上	31,600	11
交通機関と交通用具の併用者		91
支給されていない職員		561
計		7,630
支給されている職員1人当たりの額	6,674円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和6年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	24
3種	99,100	担当部長	6
4種	94,000	参与	10
5種	82,200	次長、副区長	40
6種	77,400	参事、本庁の課長	108
7種	66,400	副参事	45
8種	62,300	区役所の課長	25
9種	51,900	専門監	207
10種	49,600	本庁の課長補佐	16
11種	46,300	区役所の課長補佐	18
その他		病院長ほか	2
計			502

教育職員給与条例適用者

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長、担当課長	20
5種	66,400	副参事	4
8種～10種	70,100～52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	125
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～14種	52,500～43,700	小学校教頭、中学校教頭	149
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			302

第8表 職員数の比較

(令和3年職員給与等実態調査)

区分 給料表	令和3年4月 (A)	令和2年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
行政職	人 4,763	人 4,756	人 7	% 100.1
事務職員・技術職員	2,874	2,866	8	100.3
その他の職員※	1,889	1,890	△1	99.9
医療職	8	8	0	100.0
小学校中学校等教育職	3,567	3,509	58	101.7
高等学校等教育職	77	84	△7	91.7
技能労務職	181	192	△11	94.3
企業職	244	246	△2	99.2
計	8,840	8,795	45	100.5

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

(令和3年職員給与等実態調査)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 0	人 19	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 1	人 21

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 170	人 0	人 9	人 1	人 180

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 3	人 0	人 0	人 3

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 8	人 333	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 342

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 169	人 0	人 0	人 0	人 169

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和3年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所362事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種32職種、合計54職種
(うち初任給関係職種12職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から無作為に抽出された118事業所の調査を行った。
調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係438人、初任給関係以外の調査職種4,918人(行政職に相当する調査実人員4,781人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、25,331人であり、行政職に相当するものは25,006人である。)

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上	500 人以上	100 人以上	50 人以上
			3,000 人未満	1,000 人未満	500 人未満	100 人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	100	20	14	14	38	14
農 業, 林 業, 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	5	1	0	0	2	2
製 造 業	55	9	8	8	20	10
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	14	4	1	4	5	0
卸売業, 小売業	8	0	1	1	5	1
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	8	4	2	0	2	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	10	2	2	1	4	1

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が 18 所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	201,772	203,716	199,541	* 199,370
		短大卒	181,548	183,490	179,374	* 182,773
		高校卒	167,884	167,787	168,336	* 166,420
	新卒技術者	大学卒	206,330	207,214	206,788	* 200,000
		短大卒	183,012	184,713	* 179,827	* 189,000
		高校卒	169,933	169,687	170,019	* 170,475
	新卒事務員・技術者計	大学卒	203,302	204,888	201,842	* 199,640
		短大卒	182,059	183,887	179,537	* 185,264
		高校卒	168,737	168,657	168,960	168,222

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
支店長	6	53.1	857,240	0	857,240	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	53.1	857,240	0	857,240	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	6	55.4	722,626	0	722,626	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	55.4	722,626	0	722,626	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	87	53.1	600,753	773	599,980	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	66	53.0	626,399	989	625,410	
短大卒	8	53.3	491,736	81	491,655	
高校卒	13	53.0	552,435	208	552,227	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	56	54.5	614,353	440	613,913	同上
大学卒	39	54.2	623,426	552	622,874	
短大卒	3	54.7	612,801	1,008	611,793	
高校卒	14	55.3	593,072	83	592,989	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	40	52.7	608,245	525	607,720	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大学卒	28	52.4	642,946	668	642,278	
短大卒	5	49.9	486,904	517	486,387	
高校卒	7	55.8	573,712	0	573,712	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	26	51.0	554,362	1,059	553,303	同上
大学卒	12	50.8	611,759	1,293	610,466	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	13	51.2	512,113	942	511,171	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	288	50.3	543,485	8,553	534,932	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	212	50.2	556,014	10,671	545,343	
短大卒	30	50.4	489,817	0	489,817	
高校卒	45	51.0	518,615	3,874	514,741	
中学卒	*	*	*	*	*	
技術課長	241	50.6	543,667	12,376	531,291	同上
大学卒	151	50.8	562,948	8,037	554,911	
短大卒	24	49.6	509,047	13,776	495,271	
高校卒	66	50.7	507,027	23,248	483,779	
中学卒	-	-	-	-	-	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	182	47.9	500,858	30,242	470,616	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長一係長間）	
	大学卒	148	47.2	503,353	27,774	475,579		
	短大卒	17	50.5	432,112	26,820	405,292		
	高校卒	17	51.9	543,514	55,807	487,707		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	145	49.9	534,175	4,339	529,836		同 上
	大学卒	124	49.8	540,113	2,774	537,339		
	短大卒	5	55.3	574,596	679	573,917		
	高校卒	16	47.8	440,462	25,436	415,026		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	364	45.5	431,048	53,690	377,358		係の長及び係長級専門職
	大学卒	245	44.6	448,038	61,644	386,394		
	短大卒	44	47.5	380,931	32,766	348,165		
	高校卒	75	47.7	396,953	36,197	360,756		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	373	45.0	535,353	125,548	409,805		同 上
	大学卒	236	44.7	553,343	136,433	416,910		
	短大卒	38	48.9	466,192	75,827	390,365		
	高校卒	97	45.0	450,392	78,444	371,948		
	中学卒	2	48.0	568,673	168,351	400,322		
	事務主任	310	41.6	356,955	38,541	318,414		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長一係員間）
	大学卒	189	39.8	359,622	39,393	320,229		
	短大卒	38	46.4	347,455	22,550	324,905		
	高校卒	83	43.3	355,374	43,141	312,233		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	370	42.2	395,816	48,860	346,956		同 上
	大学卒	135	38.8	402,195	59,386	342,809		
	短大卒	38	43.2	398,673	63,866	334,807		
高校卒	193	43.3	392,943	42,555	350,388			
中学卒	4	50.8	375,398	7,277	368,121			
事務係員	1,176	37.5	290,603	28,519	262,084			
大学卒	553	33.2	297,851	34,094	263,757			
短大卒	195	43.9	282,456	21,043	261,413			
高校卒	424	41.3	282,578	23,057	259,521			
中学卒	4	48.1	310,625	35,788	274,837			
技術係員	1,111	33.4	344,451	62,152	282,299			
大学卒	527	31.4	357,142	73,641	283,501			
短大卒	117	37.0	340,919	55,626	285,293			
高校卒	456	35.3	325,157	46,187	278,970			
中学卒	11	53.2	347,570	32,314	315,256			

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。) 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) 2課以上又は構成員20人以上 の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。) 同 上 上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職(部長-課長間) 同 上 2係以上又は構成員10人以上 の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職 同 上
	5	53.3	940,411	0	940,411	
	5	53.3	940,411	0	940,411	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	6	55.4	722,626	0	722,626	
	6	55.4	722,626	0	722,626	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	65	54.0	663,777	292	663,485	
	53	54.1	685,857	281	685,576	
	3	53.4	521,698	244	521,454	
	9	53.6	590,142	377	589,765	
	-	-	-	-	-	
	44	54.2	642,660	643	642,017	
	34	53.9	654,954	703	654,251	
	3	54.7	612,801	1,008	611,793	
	7	55.5	597,210	210	597,000	
	-	-	-	-	-	
	34	53.4	651,811	683	651,128	
	26	53.1	672,175	779	671,396	
	2	51.7	575,774	1,798	573,976	
6	55.2	592,986	0	592,986		
-	-	-	-	-		
14	52.0	583,605	1,118	582,487		
9	52.9	646,193	1,940	644,253		
*	*	*	*	*		
4	51.0	483,406	0	483,406		
-	-	-	-	-		
227	50.7	573,605	11,180	562,425		
173	50.4	581,765	13,191	568,574		
22	51.1	511,393	0	511,393		
31	52.1	569,737	6,584	563,153		
*	*	*	*	*		
187	51.1	565,442	7,344	558,098		
131	51.2	577,062	5,180	571,882		
12	49.8	519,824	8,999	510,825		
44	51.2	534,716	15,182	519,534		
-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	145	48.4	528,730	29,859	498,871	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	122	47.8	528,283	27,064	501,219		
	短 大 卒	10	51.2	454,464	33,980	420,484		
	高 校 卒	13	53.2	578,807	54,992	523,815		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	130	50.2	545,075	3,439	541,636		同 上
	大 学 卒	117	50.0	546,062	2,857	543,205		
	短 大 卒	5	55.3	574,596	679	573,917		
	高 校 卒	8	48.4	493,862	19,207	474,655		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	265	45.0	457,834	60,342	397,492		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	190	44.0	466,181	65,730	400,451		
	短 大 卒	24	47.9	425,767	42,021	383,746		
	高 校 卒	51	48.5	434,496	44,067	390,429		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	308	45.0	544,602	128,921	415,681		同 上
	大 学 卒	205	44.7	559,120	138,761	420,359		
	短 大 卒	27	49.4	477,547	75,250	402,297		
	高 校 卒	74	44.6	458,176	75,017	383,159		
	中 学 卒	2	48.0	568,673	168,351	400,322		
	事務主任	232	41.2	379,457	42,504	336,953		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	143	38.3	372,438	41,292	331,146		
	短 大 卒	29	47.5	382,734	25,615	357,119		
	高 校 卒	60	44.4	392,087	51,779	340,308		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	291	42.8	409,789	50,372	359,417		同 上
	大 学 卒	101	39.3	426,347	63,889	362,458		
短 大 卒	28	43.8	422,373	72,750	349,623			
高 校 卒	160	43.8	402,049	42,842	359,207			
中 学 卒	2	52.4	403,942	6,449	397,493			
事務係員	730	37.2	308,495	32,610	275,885			
大 学 卒	392	32.7	304,750	35,912	268,838			
短 大 卒	94	45.9	310,853	25,145	285,708			
高 校 卒	240	43.4	316,208	28,640	287,568			
中 学 卒	4	48.1	310,625	35,788	274,837			
技術係員	866	33.5	345,810	61,377	284,433			
大 学 卒	416	31.3	360,625	75,233	285,392			
短 大 卒	77	37.1	338,931	51,223	287,708			
高 校 卒	363	35.8	322,810	41,433	281,377			
中 学 卒	10	54.2	350,166	34,756	315,410			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	18	52.3	491,465	2,032	489,433	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	10	51.7	493,649	3,453	490,196	
短 大 卒	5	53.3	476,796	0	476,796	
高 校 卒	3	53.1	505,299	0	505,299	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	8	56.1	589,943	0	589,943	同 上
大 学 卒	3	55.7	544,851	0	544,851	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	5	56.5	624,280	0	624,280	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	4	51.5	460,422	0	460,422	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	3	49.2	450,982	0	450,982	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	12	50.1	528,983	1,008	527,975	同 上
大 学 卒	3	46.5	542,867	0	542,867	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	9	51.3	524,356	1,344	523,012	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	57	49.6	465,052	1,741	463,311	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	37	49.9	473,879	2,594	471,285	
短 大 卒	8	49.1	449,720	0	449,720	
高 校 卒	12	49.3	447,941	258	447,683	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	44	48.0	478,193	31,719	446,474	同 上
大 学 卒	16	46.1	481,627	35,458	446,169	
短 大 卒	11	49.3	500,042	19,490	480,552	
高 校 卒	17	48.6	460,049	36,857	423,192	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 種 職	事務課長代理	34	45.3	408,113	35,456	372,657	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	24	44.0	401,257	34,257	367,000		
	短 大 卒	6	48.7	409,240	25,210	384,030		
	高 校 卒	4	48.5	447,558	58,023	389,535		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	10	46.2	399,922	25,764	374,158		同 上
	大 学 卒	2	43.2	459,049	4,217	454,832		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	8	47.1	382,156	32,238	349,918		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	86	46.9	361,785	36,429	325,356	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	51	47.3	383,874	44,080	339,794		
	短 大 卒	18	46.3	325,366	21,779	303,587		
	高 校 卒	17	46.4	330,365	27,602	302,763		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	45	44.6	417,690	81,763	335,927	同 上	
	大 学 卒	22	43.3	430,985	90,738	340,247		
	短 大 卒	7	48.2	400,973	60,007	340,966		
	高 校 卒	16	44.8	408,103	79,830	328,273		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	58	41.7	321,133	33,596	287,537	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）	
	大 学 卒	37	42.5	340,639	34,983	305,656		
	短 大 卒	7	43.8	281,349	22,774	258,575		
	高 校 卒	14	38.2	284,838	35,014	249,824		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	67	38.9	330,070	43,419	286,651	同 上	
	大 学 卒	28	37.0	342,627	56,261	286,366		
	短 大 卒	9	40.6	316,807	36,067	280,740		
高 校 卒	28	39.7	322,853	35,523	287,330			
中 学 卒	2	47.5	317,340	8,960	308,380			
事務係員	377	38.0	262,747	23,317	239,430			
大 学 卒	144	35.2	279,340	30,142	249,198			
短 大 卒	86	41.6	255,610	18,808	236,802			
高 校 卒	147	38.8	249,600	18,865	230,735			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術係員	207	32.2	343,055	74,919	268,136			
大 学 卒	101	31.7	321,798	57,254	264,544			
短 大 卒	35	35.8	359,921	83,180	276,741			
高 校 卒	71	31.3	362,102	93,172	268,930			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	4	48.5	502,783	0	502,783	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	3	47.8	501,077	0	501,077	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	4	54.0	495,466	0	495,466	同 上
大 学 卒	2	55.0	460,122	0	460,122	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	53.0	530,810	0	530,810	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	2	48.5	465,910	0	465,910	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長-課長間)
大 学 卒	2	48.5	465,910	0	465,910	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	4	48.5	449,198	0	449,198	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	2	46.0	441,714	0	441,714	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	51.0	456,683	0	456,683	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	10	53.7	468,480	14,958	453,522	同 上
大 学 卒	4	53.8	439,261	0	439,261	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	5	54.1	484,845	29,915	454,930	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 種 職	事務課長代理	3	52.8	422,248	0	422,248	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	2	52.0	421,603	0	421,603		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	5	45.9	403,774	0	403,774		同 上
	大 学 卒	5	45.9	403,774	0	403,774		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	13	45.7	360,830	36,545	324,285	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	4	41.0	383,762	77,896	305,866		
	短 大 卒	2	52.0	370,024	27,398	342,626		
	高 校 卒	7	46.6	345,099	15,529	329,570		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	20	45.3	442,962	93,339	349,623	同 上	
	大 学 卒	9	43.3	428,315	79,604	348,711		
	短 大 卒	4	44.8	446,592	103,027	343,565		
	高 校 卒	7	48.2	459,721	105,462	354,259		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	20	43.8	303,776	26,077	277,699	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）	
	大 学 卒	9	42.4	322,884	39,267	283,617		
	短 大 卒	2	46.0	266,338	0	266,338		
	高 校 卒	9	44.6	292,987	18,682	274,305		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	12	40.8	337,502	35,629	301,873	同 上	
	大 学 卒	6	39.2	337,079	19,990	317,089		
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	5	42.5	349,694	61,521	288,173			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	69	38.5	236,964	10,823	226,141			
大 学 卒	17	33.1	261,806	17,659	244,147			
短 大 卒	15	42.9	232,031	5,739	226,292			
高 校 卒	37	39.2	227,549	9,743	217,806			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術係員	38	36.5	273,947	26,416	247,531			
大 学 卒	10	33.1	316,067	57,511	258,556			
短 大 卒	5	42.7	277,066	25,556	251,510			
高 校 卒	22	36.5	252,308	13,678	238,630			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-		
	守衛	4	57.9	437,609	0		437,609
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長	
	研究部（課）長	2	44.0	495,771	1,952		493,819
	研究室（係）長	4	42.0	525,538	137,026	388,512	構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）
	主任研究員	*	*	*	*	*	
	研究員	14	35.4	375,167	64,055	311,112	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副院長	-	-	-	-	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者	
	医科長	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医師	-	-	-	-		
	歯科医師	-	-	-	-		
	薬局長	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上	
	薬剤師	-	-	-	-		
	診療放射線技師	-	-	-	-		
	臨床検査技師	-	-	-	-		
	栄養士	-	-	-	-		
	理学療法士	-	-	-	-		
	作業療法士	-	-	-	-		
	総看護師長	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上	
	看護師長	-	-	-	-	部下に看護師又は准看護師5人以 上	
看護師	-	-	-	-			
准看護師	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	8	60.6	720,775	0	720,775
	大学教授	35	54.9	590,879	0	590,879
	大学准教授	34	51.0	501,366	0	501,366
	大学講師	14	47.8	437,218	0	437,218
	大学助教	21	44.5	432,528	0	432,528
	高等学校校長	-	-	-	-	-
	高等学校教頭	-	-	-	-	-
	高等学校教諭	-	-	-	-	-

その3 再雇用者

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	24	62.2	586,041	361	585,680	
事務・技術部次長	7	65.4	456,211	6,903	449,308	
事務・技術課長	23	61.9	507,173	13,918	493,255	
事務・技術課長代理	69	62.9	305,549	42	305,507	
事務・技術係長	6	62.0	335,751	8,765	326,986	
事務・技術主任	-	-	-	-	-	
事務・技術係員	256	62.8	270,056	12,574	257,482	

2 企業規模計 (60歳のみ)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	8	60.0	619,948	0	619,948	
事務・技術部次長	-	-	-	-	-	
事務・技術課長	6	60.0	548,690	43,232	505,458	
事務・技術課長代理	9	60.0	300,036	36	300,000	
事務・技術係長	*	*	*	*	*	
事務・技術主任	-	-	-	-	-	
事務・技術係員	47	60.0	279,828	15,277	264,551	

第 13 表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	% 62.7	% (28.3)	% (71.7)	% (0.0)	% 37.3
	500人以上	91.8	(29.5)	(70.5)	(0.0)	8.2
	100人以上 500人未満	51.3	(27.5)	(72.5)	(0.0)	48.7
	100人未満	7.7	(0.0)	(100.0)	(0.0)	92.3
高校卒	規模計	46.2	(33.2)	(66.8)	(0.0)	53.8
	500人以上	76.4	(38.5)	(61.5)	(0.0)	23.6
	100人以上 500人未満	24.3	(10.5)	(89.5)	(0.0)	75.7
	100人未満	15.4	(50.0)	(50.0)	(0.0)	84.6

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 14 表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 53.8	% 46.2	% 45.6	% 54.4	% 43.2	% 56.8
500人以上	53.8	46.2	38.2	61.8	36.6	63.4
100人以上 500人未満	48.3	51.7	44.4	55.6	42.0	58.0
100人未満	64.2	35.8	69.5	30.5	65.5	34.5

第 15 表 民間事業所における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	81.3%
配偶者に家族手当を支給する	(79.3%)
配偶者に家族手当を支給しない	(20.7%)
家族手当制度が無い	18.7%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給額

(令和3年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,680 円
配偶者と子1人	16,624 円
配偶者と子2人	23,252 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第 16 表 民間事業所における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
39.0 %	(23.4) %	(76.6) %	61.0 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第 17 表 民間事業所における定年制の状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.9 %	80.3 %	18.6 %	1.1 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第 18 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・ 部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の上に位置付けられる者
事務・技術課長	・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・ 課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の上に位置付けられる者
事務・技術係長	・ 係の長又は係長級専門職
事務・技術主任	・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の上に位置付けられる者
事務・技術係員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

＜算定例＞

- ① 市職員・民間企業従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員	民間企業従業員															
<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>307,000円</td></tr> <tr><td>300,000円</td></tr> <tr><td>278,000円</td></tr> <tr><td>3人: 平均295,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	307,000円	300,000円	278,000円	3人: 平均295,000円	<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>298,000円</td></tr> <tr><td>283,000円</td></tr> <tr><td>282,000円</td></tr> <tr><td>281,000円</td></tr> <tr><td>4人: 平均286,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	298,000円	283,000円	282,000円	281,000円	4人: 平均286,000円				
大学卒 A歳階層																
307,000円																
300,000円																
278,000円																
3人: 平均295,000円																
大学卒 A歳階層																
298,000円																
283,000円																
282,000円																
281,000円																
4人: 平均286,000円																
<table border="1"> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>331,000円</td></tr> <tr><td>320,000円</td></tr> <tr><td>291,000円</td></tr> <tr><td>290,000円</td></tr> <tr><td>283,000円</td></tr> <tr><td>5人: 平均303,000円</td></tr> </table>	大学卒 B歳階層	331,000円	320,000円	291,000円	290,000円	283,000円	5人: 平均303,000円	<table border="1"> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>329,000円</td></tr> <tr><td>321,000円</td></tr> <tr><td>306,000円</td></tr> <tr><td>293,000円</td></tr> <tr><td>289,000円</td></tr> <tr><td>274,000円</td></tr> <tr><td>6人: 平均302,000円</td></tr> </table>	大学卒 B歳階層	329,000円	321,000円	306,000円	293,000円	289,000円	274,000円	6人: 平均302,000円
大学卒 B歳階層																
331,000円																
320,000円																
291,000円																
290,000円																
283,000円																
5人: 平均303,000円																
大学卒 B歳階層																
329,000円																
321,000円																
306,000円																
293,000円																
289,000円																
274,000円																
6人: 平均302,000円																

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員	民間企業従業員														
<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>295,000円×3人</td></tr> <tr><td>=885,000円</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>303,000円×5人</td></tr> <tr><td>=1,515,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	295,000円×3人	=885,000円	+	大学卒 B歳階層	303,000円×5人	=1,515,000円	<table border="1"> <tr><td>大学卒 A歳階層</td></tr> <tr><td>286,000円×3人</td></tr> <tr><td>=858,000円</td></tr> <tr><td>+</td></tr> <tr><td>大学卒 B歳階層</td></tr> <tr><td>302,000円×5人</td></tr> <tr><td>=1,510,000円</td></tr> </table>	大学卒 A歳階層	286,000円×3人	=858,000円	+	大学卒 B歳階層	302,000円×5人	=1,510,000円
大学卒 A歳階層															
295,000円×3人															
=885,000円															
+															
大学卒 B歳階層															
303,000円×5人															
=1,515,000円															
大学卒 A歳階層															
286,000円×3人															
=858,000円															
+															
大学卒 B歳階層															
302,000円×5人															
=1,510,000円															

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間企業従業員				
<table border="1"> <tr><td>合計: 2,400,000円</td></tr> <tr><td>8人平均: 300,000円</td></tr> </table>	合計: 2,400,000円	8人平均: 300,000円	<table border="1"> <tr><td>合計: 2,368,000円</td></tr> <tr><td>8人平均: 296,000円</td></tr> </table>	合計: 2,368,000円	8人平均: 296,000円
合計: 2,400,000円					
8人平均: 300,000円					
合計: 2,368,000円					
8人平均: 296,000円					

公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、次に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

本市職員 行政職給料表	民間事業所従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上 500人 未満の事業所	企業規模 50人以上 100人 未満の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

4 勞働經濟關係資料

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項 目			年 月					
			令和2年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給与 (調査産業計)	静岡県	金額 (円)	279,804	263,856	271,868	271,269	272,472
			前年同月比 (%)	0.8	△ 4.3	△ 2.2	△ 2.5	△ 2.0
		全国	金額 (円)	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134
			前年同月比 (%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6
	うち 所定内給与	静岡県	金額 (円)	256,499	246,972	254,103	251,782	251,905
			前年同月比 (%)	2.8	△ 0.6	1.3	0.1	0.4
		全国	金額 (円)	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946
			前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4
	総実労働時間数 (調査産業計)	静岡県 (時間)		147.8	124.0	139.7	144.4	134.7
		全国 (時間)		143.8	126.9	141.3	145.8	133.7
うち所定外 労働時間数		静岡県 (時間)	10.5	7.6	8.2	9.1	9.5	
		全国 (時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 二人以上の世帯	浜松市	金額 (円)	321,648	244,931	303,381	258,799	281,415
			前年同月比 (%)	5.4	△ 26.6	11.9	△ 17.4	△ 3.4
		全国	金額 (円)	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360
			前年同月比 (%)	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7
物 価	消費者物価 指数 (総務省)	浜松市	前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.2	0.2	0.4
		全国	前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 0.9	△ 0.6
雇用 ・ そ の 他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.30	1.18	1.12	1.09	1.05
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			2.6	2.8	2.8	2.9	3.0

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
 2 「生計費」は、全国・浜松市とも農林漁家世帯を含む数値である。
 3 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、平成27年平均を100とした指数を基礎としている。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和3年				
				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
272,743	273,831	277,934	276,016	277,348	276,840	279,472	283,652	277,581
△ 1.8	△ 2.6	△ 1.3	△ 1.5	△ 1.0	△ 0.4	△ 1.1	1.4	5.2
292,878	296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857
△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6
250,740	250,838	253,177	252,242	253,157	253,291	254,827	258,124	255,013
△ 0.3	△ 1.1	0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.8	△ 0.2	0.7	3.2
271,743	273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097
0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4
143.3	149.2	149.3	143.9	136.2	139.8	144.6	151.8	137.1
140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0
10.4	10.6	11.2	11.0	10.9	10.5	11.5	11.9	10.3
10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1
280,636	268,256	225,628	281,341	252,559	220,064	291,226	257,403	280,639
△ 1.0	△ 4.7	△ 15.5	△ 10.9	0.9	△ 4.7	△ 3.6	△ 20.0	14.6
269,863	283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043	281,063
△ 10.2	1.4	0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	11.5
0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.2	0.4	0.7
0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1
△ 0.8	△ 2.2	△ 2.4	△ 2.1	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.7	4.9
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2
1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0

職員の給与等に関する報告及び勧告
令和3年9月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



ウォーター・マリンスポーツの聖地 浜松